

市をもって組織します。そして連絡会議の連絡および協議を行なうための会議は、これらの地方公共団体の長のほか、地方農政局長、通商産業局長、地方建設局長等の国の地方行政機関の長、その他地方における広域行政に密接な関係をもつ機関の長で構成します。

連絡会議は、交通輸送施設の整備、水資源の開発利用等広域的な行政の計画および実施について連絡協議し、会議の構成員は、協議の結果を尊重して、それぞれの担任する事務を処理するよう努めます。また、連絡会議は、関係のある大臣又は公共企業体等の長に対し意見を申し出ることができ、関係大臣は、所管事務について連絡会議の意見をきくことができるものとされています。

地方課

市町村の合併の特例について

昭和二十八年から数年まえ全国各地でしきりに町村合併が行なわれたことがあります。

昭和二十八年九月三十日（町村合併促進法前日）には、一万近くあった市町村数が三十九年十二月一日現在では三千三百九十五と、三分の一まで減少しています。

地方自治の基盤となるべき市町村の行財政を円滑に運営するため、市町村の規模を適正化して、行財政能力の向上がはかられたことによるものです。ところが、近年社会経済の変化、地域開発の

推進、行政需要の高度化など行政の広域化の傾向に対処するため、ふたたび市町村合併の気運が動いてきています。

全国的な市町村合併の推進は、現在のところ、考えられていませんが、合併を適当とする事情が生じた地域については、その合併が円滑に行なわれるよう、国、都道府県が協力すべきことはいうまでもありません。

市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号、同年三月二十九日公布、同年四月一日施行）は、十年間の限時法として制定され、新たな市町村合併の要請に依って、市町村合併に際し、議会議員の任期および定数、職員の身分取扱い、地方税、地方交付税の算定などについて、合併前にくらべ不利となることのないように特例を定めるとともに、市町村合併に関する他の法律を整理して、市町村合併については、この法律で統一的に規定することとしたほか、この法律施行後二年間に限って、市の人口要件を四万人に引下げられています。

防災消防課

危ない花火遊び

梅雨があけ、いよいよ汗のじむ夏になると、ゆかたをきて、夏の夜をすごすことが多くなってきました。

その時、よく楽しみに使われるものに花火があ

りますが、ちょっとした不注意で火災となり、とりかえしのつかないことになることがよくあります。

大川端の花火大会等のときは、安全かつ細心の注意を払って実施されていますが、それも最近では、火災防止の点から廃止されているところが多いのです。

それにしても、家庭で花火を楽しむ時には、特に注意し、子供たちだけで花火遊びをしている時には、大人が付添うようにしなければなりません。近年では、花火によらず、子供の火遊びによる火災が年々増えています。

子供のいる家庭では、次のことに十分注意するようにして下さい。

- 1 花火遊びは大人が付添い、後始末を十分に
- 2 燃え易いものの近くでは花火をしないこと
- 3 風の強い日、火災警報発令中はやめること
- 4 花火とともにマッチの取扱いに注意し、子供達には取り扱わせないこと。

危ない水遊び

暑い夏を迎えるころになると、児童、生徒の水難事故が多くなってきます。

この水難事故には海水浴、河川や池での水遊びとともに、消防用水利、つまり火災時に使用する貯水そうや貯水池での水遊び事故も、よく耳にするところでは、こういった貯水そうや貯水池は、一般的に市街地の地域に多く設けられています。最近では、貯水そうや貯水池での事故が起きないように、ふたをつけるようになってい

社会を明るくする運動

この運動は、すべての国民が、犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、進んでそれぞれの立場において力をあわせ、犯罪のない明るい社会をきざそうとする全国的な運動で、今年で十五回になります。

運動期間は七月中一ぱいで、今年重点目標は「暴力の排除と更生保護の強化」です。

地域社会における暴力排除の機運を一層高め、暴力犯罪、とくに組織暴力の絶滅を期し、あわせて国民の理解と協力のもとに、これらの組織暴力の温床となる非行青少年に重点を置きながら、広く社会に復帰しようとするものに対する更生保護の強化徹底をはかることをねらいとしています。

主旨は法務省ですが、総理府をはじめとした関係各省、団体による中央実施委員会、都道府県単位の組織された地方実施委員会及び、市町村を単位とした地区実施委員会があって、運動の徹底をはかるようになってい

運動の方法としては、七月一日を「更生保護の日」とし、運動月間の初日にふさわしい行事を行ない、ラジオ・テレビ・新聞などのほか、官公署や団体のもつ広報媒体を利用し、あるいはポスター、リーフレットなどにより、啓発活動を活発に行なうことになっています。そのほか職域開拓について事業主の協力を深めるための会合や、その他盛たくさんの行事があります。この運動の成果があがるようみなさんご協力をお願いします。

◎お知らせ

熊本への電話にご注意下さい!!

「局番が二ケタに」

熊本への電話需要は年々増加の一途をたどり、毎年三〇〇〇程度の加入者増設を行なっておりありますが、それでもなお申込みされてつれないものが、六〇〇〇残り、需要に応じきれない現状です。

この大量の需要に応ずるためには局内設備等の拡張が必要です。

そこで電話局では、熊本市内局番を二ケタにしてみなさんのご要望におこたえするため七月四日から市内局番のみをつぎのとおり変更いたしました。

七月四日からさきは、県庁へかけるときは勿論、熊本市内へかけるときは、まちがわれないようにおきをつけ下さい。

記

(現在)	(変更)
二局	五二局
三局	五三局
ただし三局九〇〇〇台——五七局	
(川尻地区)	
四局	六四局
六局	六六局
八局	六八局

社会課

保護観察所

二、一般住民に対して、こどもを近よせないよう厳重に注意させるようにすること。

三、幼稚園、小学校、中学校の先生を通じて、こどもたちに対して危険性を徹底させること。

四、消防機関の職員は、できるだけ巡回を行なう、事故の防止に努めること。

しかし、まだふたのないものが多いのです。

このふたのないものは、周囲に防柵を設けてはいれないようにしたり、立入禁止区域をきめたりしてありますが、こどもたちは、こうしたものを無視して侵入して水遊びをします。

一般に市街地の地域では、河川も遠く、また付近にあって汚れの関係上、水遊びが適切でなく、つい手近なプール、貯水そうなどで遊ぶことになり

この貯水そうは、深さが三メートルぐらいもあるで、この中に落ちこむと、こどもでは容易にあがることのできないので大事にいたる例が多いのです。

一方消防用水利での水遊びで、棒切れや紙くず、あるいは石などの異物を放置するので、火災の際には敏速な活動が必要とされる消火活動を妨げる結果ともなります。

それで今年も、つぎの点に注意して貯水池などによる事故防止に万全を期してください。

一、貯水そうにはいらぬよう、立札を修理し、さくを整備すること。

二、一般住民に対して、こどもを近よせないよう厳重に注意させるようにすること。

三、幼稚園、小学校、中学校の先生を通じて、こどもたちに対して危険性を徹底させること。

四、消防機関の職員は、できるだけ巡回を行なう、事故の防止に努めること。